

## 回 覧

### 日本赤十字社の活動資金募集協力について(依頼)

日赤宗像市地区長 伊豆 美沙子

日本赤十字社は、人道・博愛の理念に基づき、国の内外にわたり災害救護活動をはじめ、医療事業、血液事業、奉仕活動、社会福祉などの事業を推進しています。

これらの事業の多くは、皆様の善意に基づく会費や寄付金(合わせて『活動資金』と呼んでいます。)に支えられており、日赤宗像市地区では、毎年皆様のご協力により活動資金の募集を行っております。

つきましては、活動資金募集へのご協力をお願いしますとともに、誠に勝手ではありますが、6月から活動資金袋等をそれぞれの地区の方法に沿って、回覧していただきますようお願い申し上げます。

また、集まりました活動資金は貴自治会の回収方法に沿って回収し、自治会長様にお渡しいたいただきますようお願いいたします。(自治会長様には8月下旬を目処にとりまとめをお願いしておりますが、令和8年度内であれば、それ以降でも随時受付いたします。)

#### 活動資金の納入方法について

活動資金募集の趣旨にご賛同いただいた方は、回覧に添付している袋に現金を入れ、金額等をご記入ください。なお、袋への氏名の記入は任意です。

(ただし、合計金額確認作業のため、金額は必ずご記入ください)

納入金額については、無理のない範囲でご協力をお願いいたします。

◆500円以上をご協力いただいた場合

活動資金協力証(ステッカー)を回覧に同封しています。ご希望の方はお取りください。

◆2,000円以上のご協力をいただいた場合

日本赤十字社の会員として加入することができます。制度については同封のチラシの裏面をご覧ください。ご希望の方は「会員加入のご案内」に住所及び氏名等をご記入ください。

#### 問い合わせ先

日本赤十字社宗像市地区

事務局:宗像市 健康福祉部 福祉政策課 保健福祉政策係

担当:下瀬、堤

電話:36-9559

FAX:36-5856

E-Mail:fukusi@city.munakata.lg.jp

※裏面もご覧ください。

## 赤十字Q & A

日本赤十字社は、国の機関なのですか？

日本赤十字社は、日本赤十字社法という法律に基づいて設置された法人です。日本赤十字社法は、赤十字事業の公共性と国際性とに鑑み制定されたものであり、日本赤十字社が世界各国の赤十字社と協力して、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう努めなければならないと規定されています。また、災害救助法に定めるところにより、行政が行う非常災害時の救護業務の補完的な役割を果たしています。

日本赤十字社の会員制度について説明して下さい。

平成29年度から「社員（500円以上）」→「会員（2,000円以上）」、「社費」→「会費」、「社資」→「活動資金」と名称が変更されました。日本赤十字社の「会員」は、日本赤十字社を組織する構成員のことです。「会員」は人種、国籍、信条、性別などによって差別されることがなく、どなたでも加入いただけます。また、脱退も自由です。日本赤十字社は、「会員」の収める会費（毎年額2,000円以上）と会員外のみなさま（協力会員）の「寄付金」を合わせた「活動資金」を財源として賄われていますので、会員の拡充こそが赤十字活動をより発展させることにつながります。

会員に加入しなくても、協力出来ますか？

赤十字の事業資金は会員の納める「会費」と、会員外のみなさま（協力会員）の「寄付金」からなっています。会員への加入をご希望でない方からのご協力も、幅広い支援者である協力会員からの寄付金として、金額に関わらず、ありがたくお受けいたします。

赤十字の会員加入は強制的なものですか？

決して強制ではありません。赤十字の趣旨や事業を良くご理解していただいたうえで、自由意志でご加入いただくことになっております。

会費は毎年納めなければならないのですか？

赤十字の事業は、災害時の救助活動や輸血など人命に直接かかわる仕事が中心になっていますので、一日たりとも支援の手をゆるめるわけにはまいりません。また、事業は普遍的なものや長期的なものであるため、毎年安定した資金が必要とされ、その資金を常に準備しておく必要があります。したがって、毎年継続して会費納入のご協力をお願いすることになっています。できる限りのご協力を、よろしく願いいたします。

共同募金（赤い羽根）とはどう違うのですか？

赤い羽根で親しまれている共同募金会は、社会福祉法に基づいて設立された団体で、毎年10月1日から12月31日までの3か月間を募金期間とし（12月は「NHK歳末たすけあい」）、その浄財は日本国内の民間の社会福祉施設や福祉団体に施設整備や地域福祉活動資金等として配分されます。別団体による募金活動で、日本赤十字社の活動資金募集とは異なります。

**※ 日赤活動資金は市役所福祉政策課が、共同募金は宗像市社会福祉協議会が事務局となります。**